

胆振総合振興局
河川減災対策協議会規約

北海道胆振総合振興局

胆振総合振興局 河川減災対策協議会規約

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として、「胆振総合振興局 河川減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、別表1に掲げる27水系における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、国、道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」と意識を変革し、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 この協議会は、胆振総合振興局管内河川のうち別表1に掲げる水系における二級河川を対象とする。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- (3) 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- (4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(組織)

第5条 協議会は、次に掲げる関係機関をもって組織する。

- (1) 胆振総合振興局
 - (2) 室蘭開発建設部
 - (3) 室蘭地方気象台
 - (4) 北海道警察本部
 - (5) 関係警察署
 - (6) 関係市町村
 - (7) 関係消防本部
- 2 協議会に幹事会を置く。

(役員)

第6条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 胆振総合振興局長
- (2) 幹事長 1名 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 事業室 治水課長

(会長)

第7条 会長は協議会を代表し会務を統轄する。

(協議会の構成)

第8条 協議会は別表2に掲げる職にある者をもってあてる。

2 協議会は必要に応じて会長が招集し、協議会の運営についての基本方針を決定する。

(幹事長)

第9条 幹事長は、会長の下にあって幹事会を運営し、会務を処理する。

(幹事及び幹事会)

第10条 幹事は別表3に掲げる職にある者をもってあてる。

2 幹事会は必要に応じ開催し、協議会の目的達成のための事業を推進する。

(会議の公開)

第11条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会に報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第12条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第13条 協議会及び幹事会の事務局は、胆振総合振興局室蘭建設管理部維持管理課に置く。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は協議会が決定する。

(附則)

この規約は、平成29年6月29日から施行する。

平成30年7月27日一部改定

令和2年8月 7日一部改定

別表1 胆振総合振興局 河川減災対策協議会 水系一覧表

水 系 名	関 係 市 町 村
安 平 川	安平町・苫小牧市(・千歳市)
幌 内 川	苫小牧市
苫 小 牧 川	苫小牧市
錦 多 峰 川	苫小牧市
尻 別 川	伊達市
氣 仙 川	伊達市
シ ャ ミ チ セ 川	伊達市
氣 門 別 川	伊達市
長 流 川	伊達市・壮瞥町・洞爺湖町
板 谷 川	洞爺湖町
ベ ン ベ 川	豊浦町
貫 気 別 川	豊浦町・洞爺湖町
小 錐 岸 川	豊浦町
礼 文 華 川	豊浦町
別 ャ 川	白老町
社 台 川	白老町
白 老 川	白老町
フ シ コ ベ ツ 川	白老町
敷 生 川	白老町
ポ ン ア ヨ ロ 川	白老町・登別市
登 別 川	登別市
岡 志 別 川	登別市
胆 振 幌 別 川	登別市
富 岸 川	登別市
鶩 別 川	登別市・室蘭市
知 利 別 川	室蘭市
チ マ イ ベ ツ 川	室蘭市・伊達市

別表2 胆振総合振興局 河川減災対策協議会 構成員一覧表

関係機関	構成員
胆振総合振興局	局長〔会長〕
//	副局長（建設管理部担当）
室蘭開発建設部	部長
室蘭地方気象台	台長
北海道警察本部	警備部長
室蘭警察署	署長
伊達警察署	署長
苦小牧警察署	署長
安平町	町長
苦小牧市	市長
白老町	町長
登別市	市長
室蘭市	市長
伊達市	市長
壮瞥町	町長
洞爺湖町	町長
豊浦町	町長
室蘭市消防本部	消防長
登別市消防本部	消防長
苦小牧市消防本部	消防長
白老町消防本部	消防長
西胆振行政事務組合消防本部	消防長
胆振東部消防組合消防本部	消防長

別表3 胆振総合振興局 河川減災対策協議会 幹事一覧表

関係機関	幹事
胆振総合振興局	地域創生部 地域政策課主幹 室蘭建設管理部 維持管理課長、地域調整課長、治水課長 治水課長、防災対策官
室蘭開発建設部	防災管理官
室蘭地方気象台	
北海道警察察本部	警備課長
室蘭警察察署	警備課長
伊達警察察署	警備課長
苫小牧警察署	警備課長
安平町	総務課長
苫小牧市	市民生活部 危機管理室主幹
白老町	総務課 危機管理室長
登別市	総務部 総務G 防災主幹
室蘭市	総務部 防災対策課長
伊達市	総務課 危機管理室長
壯瞥町	総務課長
洞爺湖町	総務部 企画防災課 危機管理室長
豊浦町	地方創生推進室 参事
室蘭市消防本部	警防課長
登別市消防本部	警防主幹
苫小牧市消防本部	警防課長
白老町消防本部	消防課長
西胆振行政事務組合消防本部	消防課長
胆振東部消防組合消防本部	防災課長（消防署長）